

令和4年度沼津市子育て世帯の生活実態調査等業務委託 公募仕様書

1 業務委託名

令和4年度沼津市子育て世帯の生活実態調査等業務委託

2 業務の目的

本業務は、本市における子どもの貧困対策を推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」及び静岡県の動向を踏まえ、本市の子どもの貧困対策を推進するために取り組むべき課題や施策の方向性を分析・把握を行い、沼津市の子育て世帯の生活実態を把握するものである。

この調査結果は、「第2期沼津市子どもの貧困対策推進計画」を策定するための基礎資料とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 提出書類

受託者は、本業務に着手する前に次に掲げる書類を提出し、委託者の承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届及び業務実施工程表（受託者任意書式で可）
- (2) 業務代理人及び業務担当者通知書（受託者任意書式で可）
- (3) 業務担当者が保有すべき同種業務受託実績を証明する書類（受託者任意書式で可）
- (4) その他必要書類

5 業務担当者

本業務において、専門的な視点で調査を実施するため、受託者は同種業務の実績を併せて有する者を配置するものとし、本業務の着手前に受託実績を証明する書面（契約書の写し）と合わせて、業務担当者等通知書（受託者任意書式で可）を委託者に提出するものとする。なお、同種業務の定義は次のとおりとし、いずれも国及び地方公共団体からの受託実績とする。ただし、関連会社の実績は対象としない。

- ・ 同種業務＝子どもの生活実態調査支援業務

6 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、委託者が保有する資料が必要な場合には、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において委託者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。

受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に扱わなければならない。

7 打ち合わせ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

8 業務委託内容

(1) アンケート調査

実態調査を実施するにあたり、沼津市の現状分析を行い、基礎調査の実施方針を固める。

子どもがいる世帯を対象に、子育てをめぐる現状や、子育てをするにあたって必要な教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等に関するニーズを把握するために基礎調査を実施する。

具体的な調査項目の設定や集計、分析方法については、専門的知識に及び経験に基づき、委託者に提案・支援すること。調査項目については、世帯の構成・収入・生活状況、行政支援の利用状況、子どもの生活習慣、学習習慣など、国や他自治体等の調査結果と一定の比較が可能な内容を基本とするが、受託者の付加提案を基に委託者と協議して決定する。また、子どもの貧困対策推進計画のため、現状の分析と課題の整理を明らかにする。

《調査実施概要》

調査対象	① 小学5年生 ② 中学2年生 ③ (①、②)の保護者
サンプル数	①、②の各1,500人及び③3,000人の合計6,000票

※調査は、保護者と児童生徒の関連付けが可能であること。

業務分担

委託者	受託者
①実施方針の確定	①調査票原案の設計及び作成と補修正
②調査票の検討及び修正指示	②調査票の印刷
③調査票の確定	③配付・回収兼用封筒（角2）の印刷
④ サンプリングの実施、宛名ラベル作成	④調査票を封入し、委託者へ一括納品
⑤ アンケートの配付、回収	⑤アンケートの回収支援、データ入力、自由記述回答の入力
⑥調査結果報告書原案の検討及び修正指示	⑥回収アンケートの管理（開封・ナンバリング）
⑦調査結果報告書の確定	⑦単純集計・クロス集計等の実施、分析
	⑧自由記述回答の整理
	⑨調査結果報告書の作成と補修正
	⑩調査結果報告書の提出、結果報告

(2) 現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握調査

支援ニーズに応えるための地域の資源量及び今後必要となる資源量を把握するために、委託者、受託者と協議のうえ決定した市内関係団体等を対象に簡易アンケート調査等を実施する。

(3) 成果品

CD・USB等の電子媒体と紙媒体にて納品

- ① 調査票及び調査結果報告書
- ② 業務関連データ一式（ローデータを含む）
- ③ 打合せ記録簿等一式

9 納入場所

本業務の納入場所は、沼津市市民福祉部こども家庭課とする。

10 スケジュール

令和4年	7月	全体計画の共有・課題の検討
	8月	アンケート調査票の検討 アンケート調査用品準備・調査票の完成
	9月	調査実施・回収点検
	10月	入力・集計
	12月	中間報告提出・報告書作成
令和5年	2月～3月	報告書確認・修正、報告書完成

11 その他

その他本仕様書に定めのないことは、委託者、受託者と協議のうえ決定することとする。

なお、本事業の実施にあたり受託事業者は、子どもの貧困関連施策について十分な知識と経験を要するものを配置し、国・県の子どもの貧困に関する指針等を踏まえて実施すること。